

理 事 会 次 第

令和6年12月3日(火)13:00～
ホテルグランヴィア岡山3階
サファイア

議 題	[頁]
1. 協議事項	
・ 旧会員の入会・退会に関する取扱規程第7条なお書きの適用について	1
2. その他	
・ 少額随意契約の基準額等に関する意見募集について	3
・ ダンピング受注に関するGメン通報制度について	5

旧会員の入会・退会に関する取扱規程第7条なお書きの適用について

美作支部が令和2年7月10日付けで、次の4社に行った除名処分について、4社が処分を不服として訴訟を提起するとのことで、同年7月22日開催の理事会において、訴訟の結論が出るまでは、会員の入会・退会に関する取扱規程第7条なお書き（以下「資格喪失規定」という。）の適用はせず「保留」として決議していた。

勝栄建設株式会社、株式会社高元組、松本建設有限会社、有限会社水杉組

この度、令和6年11月15日付けで、最高裁判所から「上告審として受理しない。」との決定があり、広島高等裁判所岡山支部の「控訴人らが被控訴人の会員の地位にあることを確認する。」、つまり、「美作支部の会員である」との判決が確定した。

そして、今回の最高裁判所の決定を受け、別添のとおり令和6年11月27日付けで、美作支部から「岡山県建設業協会美作支部の会員として取り扱われますよう、ご連絡申し上げます。」との通知が届いている。

このため、上記4社に対して、資格喪失規定の適用はせず、当協会の会員であることを確認する。

また、美作支部は、令和2年7月27日付けで、上記4社以外の3社について、除名処分を行っているが、この3社についても、今回の最高裁判所の決定により美作支部の会員の地位にあることが確定し、上記、美作支部からの通知で、「岡山県建設業協会美作支部の会員として取り扱われますよう、ご連絡申し上げます。」とされている。

(参考)

会員の入会・退会に関する取扱規程

○旧規定

第7条 会員が所属する団体を退会しようとするときは、本会に様式第6号による退会届を提出しなければならない。なお、会員が所属する団体の会員でなくなったときは、本会の会員の資格を喪失したものとみなす。

○現行規定

第7条 会員が所属する団体を退会しようとするときは、本会に様式第6号による退会届を提出しなければならない。なお、会員が所属する団体の会員でなくなった場合において、当該会員について、理事会が本会の会員の資格喪失を決議したときは、本会の会員の資格を喪失したものとみなす。

(附則) この改正規定は、令和2年7月22日から施行する。

少額随意契約の基準額等に関する意見募集について

この度、財務省が少額随意契約の基準額のあり方を審議する中で、広く一般から意見を聴くため、「電子政府の総合窓口（e-Gov）」を使った意見募集（パブリックコメント）を行っており、全建からも意見募集に協力するよう依頼がありました。

この少額随意契約の基準額については、理事会でもお諮りし、本会として中国地方整備局との意見交換会や中国ブロック協議会・地域懇談会での提案事項として、その引上げを要望してきたところです。

今回は国の基準額の見直しですが、これは、地方自治体の基準額の見直しにも繋がるものであり、入札に係る事務手続きの簡略化や経費負担の軽減を図るため、少額随意契約の基準額の引き上げについて積極的な意見の提出をお願いします。

記

<国の少額随意契約の基準額の推移>

- ・ 予算決算及び会計令第99条第2号 単位：万円

	1947年	1948年	1962年	1966年	1974年 (現行)
工事又は 製造	7	50	100	150	250

<意見募集期間等>

- ・ 募集期間：令和6年11月18日（月）～令和6年12月20日（金）
- ・ 提出方法：電子政府の総合窓口「e-Gov」又は電子メール又は郵送
- ・ <https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/detail?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=395084111&Mode=0>
（「少額随意契約の基準額等に関する意見募集について」で検索）

<本会としての考え方（参考）>

- ・ 長期にわたり随意契約基準額が見直されず、その間、資機材価格や労務費は上昇しています。また、入札に係る事務手続きの簡略化や経費負担の軽減を図るためにも限度額の引上げが必要と考えています。
- ・ 基準額の引上げにあたっては、単なる物価上昇率だけでなく、発注者側も受注者側も人手不足が進む中で事務の簡素化・合理化は必須であり、こうした環境の変化も織り込んだ引上げをお願いします。
- ・ 契約における競争性、透明性の確保の観点から、随意契約の基準額の引上げについて慎重に対応すべきとの意見もあるようですが、随意契約であっても複数業者から見積を徴して発注先を決めており、競争性、透明性は十分に担保されていると考えています。

少額随契の基準額について

40年間以上、基準額が変更にならなかったため、単なる物価上昇率だけで補正するのではなく、受発注者ともに厳しい人手不足状況下にあることを勘案していただきたい。

国の少額随意契約の基準額の見直しは、地方公共団体の少額随意契約の基準額の見直し議論にも影響を与えるものであり、慎重に検討いただきたい。

地方公共団体の工事請負契約の場合、特に発注者においては市町村職員、受注者においては「地域の守り手」たる地場の中小零細土木業者の人手不足が顕著です。少額随契の基準額変更で影響の大きいのも上述の人たちです。

また、少額随意契約で発注される少額工事は、いわゆる手間のかかる雑工事的な工種も多く、労務費率が高いため、競争による原価低減の工夫の余地の低い工事がほとんどで、随意契約による場合も複数社から相見積もりを取るため、経済的妥当性も担保されていると考えます。

現場の肌感覚でいえば、国や都道府県・政令市の工事の請負契約の場合、750万円、市町村では500万円ぐらいの設定だと受発注者ともに業務量の削減効果が大きいと考えます。

ダンピング受注に関するGメン通報制度について

